

## 大気汚染防止法の対象となる水銀排出施設

項	施設名	規模要件（複数掲げられている場合はいずれかに該当すること）
1	小型石炭混焼ボイラー	伝熱面積 10㎡以上 燃焼能力 重油換算50L/h以上 ※燃焼能力が重油換算10万L/h未満のものに限る。
2	石炭専焼ボイラー	伝熱面積 10㎡以上 燃焼能力 重油換算50L/h以上 ※石炭を専焼するものに限る。
	大型石炭混焼ボイラー	伝熱面積 10㎡以上 燃焼能力 重油換算50L/h以上 ※燃焼能力が重油換算10万L/h以上のものに限る。
3	(1)金属の一次精錬（銅又は金を精錬するものに限る。）の用に供する焙焼炉、焼結炉（ペレット焼成炉を含む。）、煅焼炉、溶鉱炉（溶鉱用反射炉を含む。）、転炉、平炉 （ただし、3-(3)に掲げる施設を除く。）	原料の処理能力 1t/h以上
	(2)金属の一次精錬（銅又は金を精錬するものに限る。）の用に供する溶解炉（専ら粗銅、粗銀又は粗金を原料とするもの、こしき炉、3-(3)に掲げるものを除く。）	火格子面積 1㎡以上 羽口面断面積 0.5㎡以上 燃料燃焼能力 重油換算50L/h以上 変圧器の定格容量 200kVA以上
	(3)銅の一次精錬の用に供する焙焼炉、焼結炉（ペレット焼成炉を含む。）、溶鉱炉（溶鉱用反射炉を含む。）、転炉、溶解炉（専ら粗銅を原料とするものを除く。）、乾燥炉	原料の処理能力 0.5t/h以上 火格子面積 0.5㎡以上 羽口面断面積 0.2㎡以上 燃焼能力 重油換算20L/h以上
4	(1)金属の一次精錬（鉛又は亜鉛を精錬するものに限る。）に供する焙焼炉、焼結炉（ペレット焼成炉を含む。）、煅焼炉、溶鉱炉（溶鉱用反射炉を含む。）、転炉、平炉 （ただし、4-(3)に掲げる施設を除く。）	原料の処理能力 1t/h以上
	(2)金属の一次精錬（鉛又は亜鉛を精錬するものに限る。）に供する溶解炉（専ら粗鉛又は蒸留亜鉛を原料とするもの、こしき炉、4-(3)に掲げる施設を除く。）	火格子面積 1㎡以上 羽口面断面積 0.5㎡以上 燃料燃焼能力 重油換算50L/h以上 変圧器の定格容量 200kVA以上
	(3)鉛又は亜鉛の一次精錬に供する焙焼炉、焼結炉（ペレット焼成炉を含む。）、溶鉱炉（溶鉱用反射炉を含む。）、転炉、溶解炉（専ら粗鉛又は蒸留亜鉛を原料とするものを除く。）、乾燥炉	原料の処理能力 0.5t/h以上 火格子面積 0.5㎡以上 羽口面断面積 0.2㎡以上 燃焼能力 重油換算20L/h以上
5	(1)金属の二次精錬（銅、鉛又は亜鉛を精錬するものに限る。）の用に供する焙焼炉、焼結炉（ペレット焼成炉を含む。）、煅焼炉、溶鉱炉（溶鉱用反射炉を含む。）、転炉、平炉 （ただし、5-(3)及び5-(5)に掲げるものを除く。）	原料の処理能力 1t/h以上
	(2)金属の二次精錬（銅、鉛又は亜鉛を精錬するものに限る。）の用に供する溶解炉（専ら粗銅、粗鉛又は蒸留亜鉛を原料とするもの、こしき炉、5-(3)、(4)、(5)に掲げる施設を除く。）	火格子面積 1㎡以上 羽口面断面積 0.5㎡以上 燃料燃焼能力 重油換算50L/h以上 変圧器の定格容量 200kVA以上
	(3)銅、鉛又は亜鉛の二次精錬に供する焙焼炉、焼結炉（ペレット焼成炉を含む。）、溶鉱炉（溶鉱用反射炉を含む。）、転炉、溶解炉（専ら粗銅、粗鉛又は蒸留亜鉛を原料とするものを除く。）、乾燥炉 （ただし、5-(5)に掲げるものを除く。）	原料の処理能力 0.5t/h以上 火格子面積 0.5㎡以上 羽口面断面積 0.2㎡以上 燃焼能力 重油換算20L/h以上
	(4)鉛の二次精錬の用に供する溶解炉（鉛合金の製造を含まない。）	燃焼能力 重油換算10L/h以上 変圧器の定格容量 40kVA以上
	(5)亜鉛の回収（製鋼用電気炉から発生するばいじんであって、集じん機により集められたものからの亜鉛の回収に限る。）の用に供する焙焼炉、焼結炉、溶鉱炉、溶解炉、乾燥炉	原料の処理能力 0.5t/h以上
6	(1)金属の二次精錬（金を精錬するものに限る。）の用に供する焙焼炉、焼結炉（ペレット焼成炉を含む。）、煅焼炉、溶鉱炉（溶鉱用反射炉を含む。）、転炉、平炉 （ただし、6-(2)に掲げるものを除く。）	原料の処理能力 1t/h以上
	(2)金属の二次精錬（金を精錬するものに限る。）の用に供する溶解炉（専ら粗銀、粗金を原料とするもの、こしき炉を除く。）	火格子面積 1㎡以上 羽口面断面積 0.5㎡以上 燃料燃焼能力 重油換算50L/h以上 変圧器の定格容量 200kVA以上

7	セメントの製造の用に供する焼成炉	火格子面積 1㎡以上 燃料燃焼能力 重油換算50L/h以上 変圧器の定格容量 200kVA以上
8	<p>廃棄物焼却炉</p> <p>ごみ処理施設(焼却施設に限る。)</p> <p>汚泥(PCB汚染物及びPCB処理物であるものを除く。)の焼却施設</p> <p>廃油(廃PCB等を除く。)の焼却施設</p> <p>廃プラスチック類(PCB汚染物及びPCB処理物であるものを除く。)の焼却施設</p> <p>水銀又はその化合物を含む汚泥のばい焼施設</p> <p>廃石綿等又は石綿含有産業廃棄物の熔融施設</p> <p>廃PCB等、PCB汚染物及びPCB処理物の焼却施設</p> <p>その他の産業廃棄物の焼却施設</p>	火格子面積 2㎡以上 焼却能力 200kg/h以上
9	水銀回収義務付け産業廃棄物又は水銀含有再生資源からの水銀の回収の用に供する水銀回収施設	すべて